

1. 受理番号 請願第7号

2. 受理年月日 令和7年11月21日

3. 請願の件名

市民活動センターの運営方法の変更に係る条例改正に関する請願

4. 紹介議員

杉浦 智子、林 まり、柏木敬友子、小島 義雄、中川 哲也

5. 付託委員会 生活産業常任委員会

6. 請願趣旨 別紙のとおり

【別 紙】

〔請願趣旨〕

私たちは市民活動センターを日頃から利用し、市民活動にとりくんでいます。今年7月ごろ、センターの運営が変更になるかもしれないとの噂を聞き不安に思っていました。「市民活動センター利用者有志」は、市長に対して「来年度以降の市民活動センターのあり方について市民協働で検討・計画策定することを求めるよう」要望書を提出（10月9日）し、個人署名も1,200筆以上を提出しています。

また、「大津市協働を進める三者委員会」（11月7日）の会議冒頭で築地達郎委員長から「市民活動センター問題について、市民とのコミュニケーションが不足している。…協働力を豊かにするために、コミュニケーションを充分にとって議論していただきたい」との旨の要請が大津市あてになされ、上田洋平副委員長も「まず、両者で充分検討してもらうことが重要」との旨の発言がされています。

このような中で、大津市主催で開催された2回目の「市民公益活動支援のあり方に関する意見交換会」（11月7日夜）において、指定管理をやめて市の直営にしたいという方向性が示されましたが、市民にとっては納得のいく説明ではありませんでした。開催時間が経過したとの理由でいったん説明会が終了した後、残った市民との間で質疑が交わされているとき、突如として「11月通常議会で指定管理をやめる条例改正を提案する」と通告され、この議会での提案は延期してほしいという私たちの意見には「ご理解をいただきたい」「今日は通達に来た」という返答のみでした。

私たちは大津市の担当者との真摯な意見交換を求めてきました。しかし、「通達」とは「意見交換」と全く意を異にするものです。こうした市の姿勢は、市民活動センターの運営にかかわってきた団体、市民の信頼を損ない、協働を危うくするのではと懸念せざるを得ません。

つきましては、市民活動センターのあり方、運営方法などについては、引き続き大津市と市民との協議をおこない、市民合意のうえで条例提案がされるよう以下、請願します。

〔請願項目〕

市民活動センターのあり方については、市民への丁寧な説明と協議を継続し、11月通常議会会議においては、同センターに係る条例改正を行わないこと。